

○赤磐市火葬補助金交付要綱

令和2年5月20日

告示第66号

改正 令和3年2月1日告示第8号

改正 令和3年12月1日告示第120号

(趣旨)

第1条 この告示は、赤磐市の住民基本台帳に登録されている者(以下「住民」という。)を火葬等するに際し、その費用負担の軽減を図るため、火葬場(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場をいう。)を使用し、火葬等を実施した者に対し、予算の範囲内において火葬補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、赤磐市補助金等交付規則(平成17年赤磐市規則第56号)の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 市長は、次のいずれかの場合に火葬場使用料を支払った者に対し、補助金を交付する。

- (1) 住民が死亡し、火葬したとき。
- (2) 住民の胎児が死亡し、火葬したとき。
- (3) 住民の肢体の一部等を焼却又は火葬したとき。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)第18条第1項第3号の規定による葬祭扶助を受給する場合は、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表の種別の区分に応じ、火葬場使用料から基準額を控除した額とする。ただし、当該補助金の額が限度額を超える場合は、限度額を補助金の額とする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火葬場使用料を支払ったことを証する書面等を添えて、赤磐市火葬補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請等は、火葬場使用料を支払った日から6月以内にこれを行わなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、赤磐市火葬補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査結果により補助金を交付することが不適当であると認めるときは、赤磐市火葬補助金交付却下通知書(様式第3号)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し補助金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日以後に実施された火葬について適用する。

(申請等の期限の特例)

2 令和3年4月1日から同年11月30日までの間に実施された第2条第1項第3号に規定する焼却又は火葬に係る第4条第1項の申請等の期限は、同条第2項の規定にかかわらず、令和4年5月31日までとする。

附 則 (令和3年2月1日告示第8号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年 月 日告示第 号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の赤磐市火葬補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

種別	単位	基準額	限度額
12歳以上	1体	20,000円	25,000円
12歳未満	1体	10,000円	23,000円
死産児・肢体の一部等	1件	7,500円	13,500円

様式第1号の1(第4条関係)

赤磐市火葬補助金交付申請書兼請求書(死亡者用)

年 月 日

赤磐市長 様

申請者 郵便番号 〒
住 所
氏 名
電話番号

赤磐市火葬補助金の交付を受けたいので、赤磐市火葬補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。また、この請求をするに当たり、生活保護法(昭和25年法律第144号)第18条第1項第3号の規定による葬祭扶助を受給しないことを誓約します。

なお、申請に当たり公簿により死亡者の住民登録及び生活保護法に係る葬祭扶助の受給に関する状況を確認されること、並びに補助金交付決定の際には、その決定の日を請求日とする請求書として取り扱われることを承諾します。

記

種別区分 (該当する区分に○)	12歳以上 ・ 12歳未満			
死亡者	住所	赤磐市		
	フリガナ	生年月日	年 月 日	
	氏名	申請者との続柄		
死亡年月日	年 月 日	火葬年月日	年 月 日	
火葬場名				
火葬場使用料	円			
交付申請額及び交付請求額	円			
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協 店		
	預金種別	普通 当座	口座番号	
	口座名義人 (カタカナで記入)			

- 添付書類 1 火葬場使用料の領収書の写し
2 死体火葬許可証の写し
3 通帳の写し(振込先口座が確認できるもの)

※担当課処理欄	交付決定日及び請求日	交付決定額
	年 月 日	円

様式第1号の2(第4条関係)

赤磐市火葬補助金交付申請書兼請求書(死産児用)

年 月 日

赤磐市長 様

申請者 郵便番号 〒
住 所
氏 名
電話番号

赤磐市火葬補助金の交付を受けたいので、赤磐市火葬補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。また、この請求をするに当たり、生活保護法(昭和25年法律第144号)第18条第1項第3号の規定による葬祭扶助を受給しないことを誓約します。

なお、申請に当たり公簿により死産児の父又は母の住民登録及び生活保護法に係る葬祭扶助の受給に関する状況を確認されること、並びに補助金交付決定の際には、その決定の日を請求日とする請求書として取り扱われることを承諾します。

記

父 又 は 母	住 所	赤磐市							
	フリガナ		生 年 月 日		年	月	日		
	氏 名		申 請 者 と の 続 柄						
分 べ ん	年 月 日	年	月	日	火 葬 年 月 日	年	月	日	
火 葬 場 名									
火 葬 場 使 用 料		円							
交 付 申 請 額 及 び 交 付 請 求 額		円							
振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協 店							
	預 金 種 別	普通	当座	口座番号					
	口座名義人 (カタカナで記入)								

- 添付書類 1 火葬場使用料の領収書の写し
2 死胎火葬許可証の写し
3 通帳の写し(振込先口座が確認できるもの)

※担当課処理欄	交付決定日及び請求日	交付決定額
	年 月 日	円

様式第1号の3(第4条関係)

赤磐市火葬補助金交付申請書兼請求書(肢体の一部等用)

年 月 日

赤磐市長 様

申請者 郵便番号 〒
住 所
氏 名
電話番号

赤磐市火葬補助金の交付を受けたいので、赤磐市火葬補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。また、この請求をするに当たり、生活保護法(昭和25年法律第144号)第18条第1項第4号第3号の規定による葬祭扶助を受給しないことを誓約します。

なお、申請に当たり公簿により当事者の住民登録及び生活保護法に係る葬祭扶助の受給に関する状況を確認されること、並びに補助金交付決定の際には、その決定の日を請求日とする請求書として取り扱われることを承諾します。

記

当	住 所	赤磐市							
事 者	フリガナ		生 年 月 日						年 月 日
	氏 名		申 請 者 と の 続 柄						
原 因	年 月 日	年 月 日		火 葬 年 月 日					年 月 日
火 葬 場 名									
火 葬 場 使 用 料	円								
交 付 申 請 額 及 び 交 付 請 求 額	円								
振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協 店							
	預 金 種 別	普通 当座	口 座 番 号						
	口 座 名 義 人 (カタカナで記入)								

- 添付書類 1 火葬場使用料の領収書の写し
2 火葬許可証の写し
3 通帳の写し(振込先口座が確認できるもの)

※担当課処理欄	交付決定日及び請求日	交付決定額
	年 月 日	円

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

赤磐市火葬補助金交付決定通知書

様

赤磐市長



年 月 日付けで申請のあった赤磐市火葬補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金額

円

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

赤磐市火葬補助金交付却下通知書

様

赤磐市長



年 月 日付けで申請のあった赤磐市火葬補助金について、下記のとおり却下したので通知します。

記

却下理由